

炉物理部会規約

昭和 42 年 9 月 25 日 第 95 回理事会、研究連絡会決定
昭和 58 年 7 月 26 日 一部改定
平成 5 年 12 月 研究部会移行
平成 17 年 9 月 14 日 第 24 回総会にて一部改定
平成 22 年 3 月 27 日 規程類体系化に伴い改定

専門分野別研究部会規定（規定第 11 号）により、炉物理部会を本規約により設置し運営する。

総則（目的）

第 1 条 炉物理部会（以下「本部会」と称す）は、炉物理に関する専門分野の研究活動を支援し、その発展に貢献することを目的とする。

（設置・運営）

第 2 条 本部会は、その運営および主要な事業について、部会等運営委員会を経て理事会に報告する。

（事業）

第 3 条 本部会は、その目的に基づき、以下の事業を行う。

- (1) 本部会の活動や研究関連の情報を提供するため、部会報を定期的に、ニュースレターを随時発行する。
- (2) 年 1 回以上セミナーを開催するとともに、討論会、研究会、講演会、講習会、見学会等を適宜開催し、優秀な発表論文については学会誌への投稿を積極的に奨励する。
- (3) 炉物理に関する理解の促進のため、必要に応じて、研究、調査及び評価等のためのワーキンググループ等を組織し、研究者間の交流と関連分野の研究活動を活性化する。
- (4) 本部会の活動に関連する他部会、研究専門委員会、特別専門委員会等と積極的に交流する。
- (5) 本部会に関わる国内外の関連学協会、諸機関との交流を推進し、必要に応じて国際シンポジウム、ワークショップ、研究会等を共催する。
- (6) 必要に応じて、炉物理に関する事項について社会に対して情報を発信する。
- (7) その他、適切な事業を随時、実施する。

会員

第 4 条 学会正会員及び学生会員は本部会員となる資格を有する。

第 5 条 本部会に参加を希望する会員は、事務局に所定の手続きを行うとともに、原子力学会会員管理内規45に従って部会費を納入する。尚、退会の際はその旨を事務局に申し出る。

運営

第 6 条 本部会の運営は、本部会会員の互選によって選出された部会長 1 名、副部会長および幹事（又は運営委員）若干名からなる運営小委員会が行う。

- 2 部会長、副部会長及び幹事（又は運営委員）の任期は別に定める。

- 第 7 条 事業実施のため、運営小委員会の他に、小委員会を設けることができる。
2 各委員は、部会長が委嘱し、必要に応じて部会等運営委員会へ報告する。

総会

- 第 8 条 本部会総会を年 1 回以上開催し、次の事項を審議・決定する。
(1) 活動計画および予算の審議
(2) 活動報告および決算の報告
(3) 運営体制の決定
(4) その他、重要な事項

運営費

- 第 9 条 本部会は、部会配布金、事業収入、寄付金、その他をもって運営することを基本とする。
2 賛助金等小額の外部入金で実施する活動の開始に当たっては、企画委員会での審議を必要とする。また、外部入金の定率を一般管理費として学会に収める。
- 第 10 条 運営費の予算、決算については、部会総会で審議・決定し、部会等運営委員会に報告する。

その他

- 第 11 条 本規約の変更は、運営小委員会の発議に基づき、部会総会での決定を得た後、部会等運営委員会での承認を要する。

(本部会は、昭和 42 年 9 月 25 日に研究連絡会として発足し、平成 5 年 12 月に専門分野別研究部会に移行)